

セゾンカードローンゴールド特約改定のお知らせ

2026年3月2日をもってセゾンカードローンゴールド特約を改定いたしますのでご案内いたします。改定箇所は下線部分です。

■セゾンカードローンゴールド特約 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 |
|---|-----------|
| <p>第1条（適用）</p> <p>セゾンカードローンゴールド（以下「本カード」という）については、セゾンカードローン規約に加え本特約を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。</p> | <u>削除</u> |
| <p>第2条（カードの発行）</p> <p>セゾンカードローン規約と本特約（以下総称して「本規約」という）を承認の上当社にカード利用の申込みをされた方であつて、当社がセゾンカードローン規約第1条に定める本会員又は家族会員としてカード利用を承諾した方（以下「会員」という）に対し、当社は、本カードを発行いたします。契約は、当社が本会員のカード利用を承諾した日に成立するものとします。</p> | <u>削除</u> |
| <p>第3条（融資利率）</p> <p>融資利率については、セゾンカードローン規約第10条（融資利率）の適用はなく、次の通りとします。</p> <p>（1）融資利率は、株式会社みずほ銀行の短期プライムレートの利率（以下「基準利率」という）を基準として、基準利率の変更に伴って引き上げ又は引き下げられ、その算出方法は本特約第4条（1）に定めるとおりとします。ただし、株式会社みずほ銀行が短期プライムレートを廃止した場合、当社が基準利率に代わる利率を定めま</p> | <u>削除</u> |

| | |
|---|-----------|
| <p>す。</p> <p>(2) 基準利率の引き上げまたは引き下げの算出基準日は、毎年 2月1日（株式会社みずほ銀行が休業日の場合は前営業日）とし、同年 3月1日以降に入会した会員は同年 3月1日から、同年 2月末日以前に入会した会員は、同年 3月11日から融資金残高を含め変更後の融資利率を適用するものとします。なお、入会当初の基準利率は、会員となった日の直前の 2月1日の株式会社みずほ銀行の短期プライムレートの利率とします。</p> <p>(3) 当社は融資利率の変更後に遅滞なく、本会員に対し当社所定の方法により変更後の融資利率を通知します。</p> <p>(4) (2) に定めるほか、融資利率は、セゾンカードローン規約第 3 条（有効期限）(3)に基づき、又は金融情勢等により変更する場合があります。その場合、本特約第 7 条（本特約の変更）の規定にかかわらず、変更前に利用した融資金の残高についても、変更後の利率が適用されます。</p> <p>(5) 融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払い義務はありません。</p> | |
| <p>第 4 条（融資コース）</p> <p>セゾンカードローン規約第 5 条（融資コース）(1) は次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社は、本会員が申込時に希望した融資コースを上限として、当社所定の融資コースを設定します。各コースの最大ご利用可能枠及び融資利率は下記のとおりとします。</p> | <u>削除</u> |
| <p>第 5 条（返済方式及び返済額）</p> <p>セゾンカードローン規約第 9 条（返済方式</p> | <u>削除</u> |

| | |
|---|-----------|
| <p>及び返済額) (3) は次のとおりとします。</p> <p>(3) 融資金等の返済方式は定額リボルビング方式（標準コース）とし、算定日における締切日が到来した融資金残高（以下「締切日残高」という）を基礎として、末尾「月々のお支払額算出表」により算出された金額をお支払いただくものとします。</p> | |
| <p>第6条（利息の支払い）</p> <p>(1) 利息は、セゾンカードローン規約第8条（融資金等の支払方法）①の口座お引落とし払いの場合は毎月の締切日残高に対し当月5日から翌月4日までの、②のお振込・ご持参払いの場合は当月のお支払日の翌日から翌月のお支払日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から、口座お引落とし払いの場合は締切日の翌々月4日、お振込・ご持参払いの場合は初回お支払日までの期間を日割計算します。</p> <p>(2) (1) またはセゾンカードローン規約第9条（返済方式及び返済額）(5) の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いたります。</p> | <u>削除</u> |
| <p>第7条（本規約の変更等の準用）</p> <p>セゾンカードローン規約第18条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカードローン規約第18条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p> | <u>削除</u> |